

日本ゲシュタルト療法学会規約

I 名称と事務局の所在地

- 1 この会は、日本ゲシュタルト療法学会（以下、本学会という）といい、英語表示及び略称を **Japanese Association of Gestalt Therapy(JAGT)**とする。
- 2 本学会の事務局は、事務局を担当するものの所在地とする。

II 目的と事業

- 3 本学会は、ゲシュタルト療法の研究と発展・普及をめざし、人間の可能性の開発・普及を行い、あわせて会員の資質の向上と福祉を図ることを目的とする。
- 4 本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ①大会の開催
 - ②セラピストの養成と資格認定に関する諸活動
 - ③国内外の関係諸団体との交流・協力および連携活動
 - ④研究活動
 - ⑤セミナー・ワークショップなどの開催
 - ⑥機関紙、会報、などの刊行
 - ⑦その他必要な事業

III 組織と運営

- 5 本学会は、会員、賛助会員によって構成される。
 - (2) 会員は、本会の目的に賛同し、入会しようとする個人で、所定の手続きを経て理事会の承認を得ることとする。所定の会費を一定期間以上納入しない者には、理事会の承認を得て退会を求められることができる。会費は、年度会費 5,000円とする。
 - (3) 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、継続的な財政支援を行う個人又は団体で、年度会費を 30,000円以上を納入したものとす。
- 6 本学会運営のため、次の役員を置く。

理事長 1名 副理事長 1名 理事 若干名 監事 1名 評議員 会員の 10%以内

 - (2) 理事長は、理事の互選により選出され、本学会を代表し、会務を統括する。
 - (3) 理事長は、理事会を召集し、その決定に基づいて会務を執行する。
 - (4) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認をうる。副理事長は理事長を補佐し、理事長の命によりその職務を代行する。
 - (5) 役員任期は 3年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。理事長、副理事長は、就任時に 75歳以上であってはならない。
 - (6) 役員は再任されることができる。理事の再任は連続 3期（9年）までとする。但し、理事長、副理事長の再任は連続 2期（6年）とし、更なる再任は 3年以上の空白を置いた後の 1期とし、通算 3期（9年）までとする。
 - (7) 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
- 7 理事は、理事長と共に理事会を組織し、会務を司る。
 - (2) 理事は、理事の推薦及び評議員の互選により選出される。
 - (3) 理事は会務に必要な委員会を組織し、会務運営の業務を分担するとともに、本学会の事業運営上の責任を負う。

- (4) 本学会の会務の決定は、理事によって組織する理事会によって行う。
 - (5) 理事は緊急を要する案件について理事会によって決定し、評議員会に報告し、会務を司る。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が決定し、評議員会に報告する。
 - (6) 理事会は、理事長が招集するほか、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議する事項を示して召集を要求された場合は、速やかに召集しなければならない。
 - (7) 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席により成立し、議長はその都度選任し、議事は理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。また、事前に書面により欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員は理事会の運営及び本学会の運営、組織機能を審査し、意見具申し、承認する。
- (2) 評議員は、別に定める細則により会員の推薦及び会員の立候補者名簿による会員選挙によって決定する。
 - (3) 評議員の任期は3年とし、再任は連続3期（9年）までとする。
 - (4) 評議員は互選により評議員長を選出する。
 - (5) 評議員会は、原則年1回開催し前年度の事業及び決算、次年度の事業計画及び予算、その他必要事項について審議する。また、必要に応じて評議員の提案で評議員長が評議員会を招集できる。
 - (6) 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の合意により成立し、議長はその都度選任し、議事は評議員総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。また、事前に書面により委任の意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 監事は、理事長が会員の中から選任し、理事会の同意を得るが、本学会の理事、会計の職務およびこれに類する職務を兼任することができない。
- (2) 監事は、理事の業務執行状況および予算・決算の状況を監査しなければならない。
 - (3) 監事は、毎年度ごとに監査報告を作成し、理事会に報告するものとする。
 - (3) 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。
- 10 評議員選挙の管理事務は、選挙管理委員会があたることとする。
- (2) 選挙管理委員は理事会が決定し、理事長が委嘱する。
- 11 会員で、所定の手続きを経て理事会の承認を得たものを日本ゲシュタルト療法学会認定セラピスト（以下「認定セラピスト」という）とする。認定セラピストの資格については別に定める。

IV 総会及び部会

- 12 本学会の運営に関する最高の決定機関は、総会とする。定期総会は、原則として年に1回開催する。
- (2) 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を得て成立する。ただし、委任状による出席及び議決権の行使を認めることができる。
 - (3) 総会は役員人事、本学会の年度事業計画及び収支予算、年度事業報告及び収支決算、その他評議員会が必要とした案件について審議し、承認する。
- 13 本学会に部会を置き、本学会の目的を達成するための事業を行うものとする。部会は、その新設・改廃について理事会で決定し、評議員会に報告する。

V 会計

- 14 本学会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 15 本学会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

VI 解散

16 本学会の解散は、その事由が理事会で正当と認められ、総会の承認により解散する。

VIII 施行細則

17 この規約の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

- 1 本規約は、平成 22 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 規約を一部改正し、平成 27 年 7 月 18 日より適用する。